

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年3月14日
照会部署名 中部ブロック本部厚生年金適用支援グループ
照会担当者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援G長) 栗本 孝広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 濑上

(受付番号)

~~ブロック本部受付番号 No.0000-000~~

本部受付番号 No.2011-159

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

厚生年金保険法第3条第1項第3号、健康保険法第3条第5項
昭和23年7月12日保発第1号通知、

(内容)

通常、「大入袋」は「臨時に受けるもの」として報酬に含まない取扱いとしておりますが、以下の事例についても報酬に含まないとしてよろしいでしょうか。

【事例】

支払項目	大入袋
支払金額	1万円
給与支払にかかる社内規定	なし
賃金台帳	記載あり

<対応案>

厚生年金保険法第3条第1項第3号及び健康保険法第3条第5項において、

「報酬」とは、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。」とされています。

ただし、厚生年金保険法第3条第1項第3号及び健康保険法第3条第5項において、「臨時に受けるもの」は報酬に含まれず、その範囲については、昭和23年7月12日保発第1号通知において、「被保険者が常態として受ける報酬以外のもので極めて狭義に解するものとすること」とされています。

この報酬に含まれない範囲として、機構本部疑義照会回答【2010-258】において、「大入袋や見舞金等の単なる任意的、恩恵的なものについては、報酬等の範囲から除くこととされている。」と示しています。

ここで例示された、いわゆる大入袋とは、一般的に、興業収益が予想を上回った場合に一律に支給される極めて小額なものであると思料します。

したがって、一万円は極めて小額とは解しがたく、任意的・恩恵的とは言えないことから、大入袋という名称にとらわれることなく、報酬に含むものと思料します。

（本部回答）

「大入袋」の一般的な用語としては、「興行場などで、客が大入りのとき、関係者に慰労と祝儀を兼ねて出すお金を入れた袋。表に「大入」と記す。」として扱われています。

発祥は、寄席や歌舞伎、相撲などの説があり、定かではありませんが、お客様が沢山来てくれたこと（千客万来）を祝って、関係者に配られるお祝い袋として扱わされてきました。中身は高額ではないのが一般的で、まれに主催者によっては、高額の大入袋をだすところもありますが、中身よりも縁起物ということが前提にあります。

これが、転じて現代では、「ある期間を通して会社が一定の業績を達した時、または営業成績がよかつたりした時、会社から従業員に配られるもの」として「大入袋」と扱われている場合も少なくありません。

日本年金機構のHPでも報酬としない例として「大入袋」の記載がありますが、これは大入袋のもつ本来の性質「①発生が不定期であること、②中身が高額でなく、縁起物なので極めて恩恵的要素が強いこと」からすると生計にあてられる実質的収入とは言い難く、報酬及び賞与としないとしています。

厚生年金保険法第3条第1項第3号及び健康保険法第3条第5項で「報酬」とは、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労

労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものはこの限りではない」と規定され、「賞与」に関しても厚生年金保険法第3条1項第4号及び健康保険法第3条第6項で「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。」と規定されています。

厚生年金保険法第3条1項第3号及び健康保険法第3条第5項における「臨時に受けるもの」とは、昭和23年7月12日保発第1号通知において、「被保険者が常態として受ける報酬以外のもので狭義に解するものとすること」とされており、通常の生計に充てられる収入の性質が報酬であり、臨時的なものは報酬とはなりません。

また、「労働の対償」とは、昭和32年2月21日保文発1515号からすると被保険者が事業所で労務に服し、その対価として事業主より受ける報酬や利益などをいい、①過去の労働と将来の労働とを含めた労働の対価②事業所に在籍することにより事業主（事業所）より受ける実質的収入と考えられます。

ただし、昭和18年1月27日保発303号により事業主が恩恵的に支給する見舞金は通常の報酬ではないとされ、結婚祝金や慶弔費なども「報酬」や「賞与」とはなりません。

ご照会の事例においては、大入袋の支給原因、条件等が不明なため、臨時的であるかの判断が出来ず、報酬かどうかの一律な判断は出来ません。

仮に臨時的であれば、金額の大小に関係なく、報酬としない取扱いが妥当となります。

臨時かどうかの判断は、支給事由の発生、原因が不確定なものであり、極めて狭義に解するものとすることとされていますので、例年支給されていないか、支払われる時期が決まっていないかで判断してください。

次に、臨時的でないとすれば、報酬又は賞与となるのか判断することになりますが、前述したように事業主が恩恵的に支給するものは報酬又は賞与から除かれます。

恩恵的かどうかの判断は、社会通念上での判断となります。ご照会の事例は（大入袋に関しては）、賃金台帳に記載があること、金額が一万円であること、これに加え、支給事由が業績達成や営業成績に連動しているものであれば、本来の大入袋のもつ性質とは異にし、恩恵的ではないと判断するのが妥当となります。

回答日 平成23年 4月28日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(回答提供先)

○						
機構 L A N 掲載	相談 センタ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載	